

農業委員会名簿

出席席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
欠席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	平 松 美 有

進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和5年12月20日(水) 午前9時00分から午前9時34分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(14人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第11号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(5人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 平松 美有 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和5年12月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。</p> <p>事務局長 会長さん宜しくお願いします。</p> <p>会長 《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中14名）で、定足数に達しておりますので、只今より12月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 13番 田中 光義（タナカ ミツヨシ）委員 議席番号 14番 浅井 佐智子（アサイ サチコ）委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第26号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第27号</td> <td>農地法第4条の規定による許可申請</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第28号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>決定第11号</td> <td>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 現況証明願</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td> <td>13件</td> </tr> </table>	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請	8件	議案第27号	農地法第4条の規定による許可申請	2件	議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請	10件	決定第11号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	19件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	14件		2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	1件		3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	5件		4. 現況証明願	1件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	13件
議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請	8件																										
議案第27号	農地法第4条の規定による許可申請	2件																										
議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請	10件																										
決定第11号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	19件																										
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出	14件																										
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	1件																										
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	5件																										
	4. 現況証明願	1件																										
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	13件																										
<p>会長</p>	<p>それでは、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。なお、議案番号4番及び5番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号4番及び5番の審議をおこないません。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p>																											
<p>会長 事務局</p>	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》（4番及び5番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上で説明を終わります。</p>																											

会長	<p>只今、事務局より議案番号 4 番及び5 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 2 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 4 番及び 5 番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p>
会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>
会長	<p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》</p>
会長	<p>それでは、議案番号 1 番から 3 番、6 番から 8 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1 番から 3 番、6 番から 8 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 以上、6 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 2 6 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 2 6 号 農地法第 3 条の規定による 1 番から 3 番、6 番から 8 番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>

会長	<p>続きまして、議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地の西側の住宅を所有し、管理しております。その住宅と周りの土地との境がなく、防犯上不用心であると思い、フェンスを設置することとしました、しかし、住宅が敷地の境界ギリギリに建築されているため、フェンス設置工事が困難です。そこで現状、幅が狭く農地として利用できない申請地にフェンスの設置を計画しました。今般の申請にて申請地を庭敷地として利用する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地に隣接した土地にて居住しております。以前より申請地を進入路として使用しておりました。農地法などの法律を理解していなかったため無断で使用しておりました。深く反省しております。このたび、無断転用であることが分かったため、是正する運びとなりました。今般の申請にて進入路を設置する計画です。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第27号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請2件について 賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請10件について審議をお願いします。なお、議案番号1番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号1番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p>

会長	それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(1番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 申請者は愛西市で昭和29年に宗教法人を設立し、現在では檀家が1,300人あまりとなっております。当寺院の施設として本堂と副本堂の二つの施設があり、70名以上を収容し行事を行うことが可能です。行事や終活相談、終活セミナーを実施するときには約70名の信者が訪れております。しかし、既存駐車場は18台分しかなく、非常に困っておりました。従業員と信者の駐車場が全く足りておらず今般の申請となりました。申請地は当寺院にほぼ隣接しており、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号1番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請1番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p>
会長	それでは、議案番号2番から10番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 申請者は本家にて両親と夫婦と子ども二人で暮らしております。子ども二人の成長につれて非常に手狭となってきました。不動産屋を巡り、市街化区域内の土地を探しましたが、なかなか希望に合う土地がなく困っていたところ、申請地が見つかりました。申請地であれば他の農地への影響も少なく、本家からも比較的近く最適地として選定しました。今般の申請</p>

にて申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。

（3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）申請者は岐阜県各務原市で鉄鋼材の管理運送業を営んでおります。業務拡大により、20年ほど前から愛西市の企業とも取引を開始し順調に業績を伸ばしてきました。ただし、順調に業績が伸びる中、多くの車両を各務原から往復させる運用にコスト面や効率化の観点から見直す必要性に迫られ、愛西市内で鉄鋼材の保管と車両の待機ができる場所を探していました。申請地であれば業務上の観点からも好立地であり、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地の一部を借り受け、その他を買い受け、資材置場を設置する計画です。

（4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）申出者は北一色町でウエス製品の製造業を営む法人です。近年では国内有数の規模にまで業務を拡大し、それに伴い需要も大幅に増加しました。現在所有する敷地内には、大型トラックの回転場所が確保できず、小型トラックで小分けにし、数回に分けて移動するなど非常に効率が悪い状況です。また、増加した従業員の駐車場の整備も必要な状況です。そんな中、大型トラックの回転場所及び従業員の駐車場を確保できる候補地を探していたところ、会社に隣接する申請地が見つかりました。申請地であれば他の農地への影響も少ないことから、最終的に最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場および転回場所を設置する計画です。

（5番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）申請者は令和5年2月に設立された農産物の生産を営む法人です。設立以来、米、ニンニクなどの栽培を行ってきました。現在は所有農機具類を知人の土地に野天で保管しております。ただし、新規購入のアタッチメント類を保管する倉庫がなく困っておりました。そこで農業用倉庫の新築を計画しました。農業用倉庫があればすでに所有しているトラクター、コンバインの保管庫、農作業準備、農産物の保管庫として利用できます。これらは本格的に農業を営むために必須のものです。今般の申請にて申請地を買い受け、農業用倉庫の建築、および駐車場を設置する計画です。

（6番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）申請者はあま市にて叔母である譲渡人と二人で暮らしております。今後、婚約者との結婚を控えており、婚約者と住まいの話になりました。このまま叔母の家を間借りするわけにもいかず、将来的に子どもを授かることも考え、アパートでは手狭になることから、マイホームを建築したいという結論に至りました。このことを叔母に相談したところ、叔母の所有する申請地に建築することを快諾してくれました。申請地であれば他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を譲

り受け、分家住宅を建築する計画です。

(7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 申請者夫婦は津島市の市営住宅に居住しております。手狭なため、子ども2人は実家の勝幡町で生活しています。実家の近くには婚姻していない叔父と叔母が暮らしています。叔母は足が不自由で、申請者は叔父と養子縁組しております。叔母の介護を行うため、実家の近隣に引っ越すことを計画しました。徒歩5分圏内で、現在所有する車4台が駐車できるスペースが取れることを条件に選定したところ申請地が見つかりました。申請地であれば他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、分家住宅を建築する予定です。

(8番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 申請者は平成3年に設立された法人で、土木工事を主な事業としております。令和元年に申請地隣接地にて業務を行っており、事業は好調で工事の依頼件数も増加しております。ただし、敷地面積が限られており、少量搬入をしておりますが複数の現場が重なった場合などは積み上げて保管しており、事故が発生しないか危惧しております。このような状況を改善するために敷地拡張を計画していたところ、申請地を譲っていただける運びとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(9番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて生活しております。このたび長女家族4人と同居することとなりましたが、現在の賃貸住宅では手狭であり、一戸建住宅の建築を計画しました。不動産屋やインターネットなどで土地を探しましたが、適当な土地が見つからず困っていたところ、母親所有の申請地に建築してはどうかと提案を受けました。申請地であれば他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する予定です。

(10番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦で生活しております。近い将来子どもができたことを考えると手狭なため、住宅を建築することにしました。しかし申請者夫婦は土地を所有しておりません。新居を設けるなら住み慣れた本家近くで両親に子育てを手伝ってもらいつつ、将来的には両親の世話ができる場所がよいと思い、本家近隣を探しましたが、建築可能な土地が見つかりませんでした。両親に相談したところ父所有の申請地を提供してもよいと言ってくれました。申請地であれば本家の近隣であり、理想的な立地です。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

会長

只今、事務局より議案第28号 について説明させていただきました、何かご

	<p>質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>資材置場等の案件は周辺地域の住民への周知は行われているのか。</p>
事務局	<p>議案番号3番、4番、8番については、周知条例の対象となっており、関係地域の住民には周知を行っております。</p>
会長	<p>そのほか、よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第28号 農地法第5条の規定による2番から10番について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、決定第11号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から19番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 議案番号1番から19番、全体筆数は96筆、面積は93,667㎡です。 1番から14番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、12名の方々が借り受けております。その他15番から20番は相対の利用権設定で1名の方が借り受けております。 内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、サツマイモ、蔬菜、です。 愛知県知事同意は令和5年12月7日、愛知県農業振興基金同意は令和5年12月7日、公告年月日は令和5年12月28日、契約開始年月日は令和6年1月1日となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。 以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第11号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。 (発言なし)</p>

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。 それでは、決定第11号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から14番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、14件の届出を受理しました。 (専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理しました。 (専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、5件の届出を受理しました。 (専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・取消事由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理しました。この事案につきましては、事務局にて申請書類・現地を確認し、証明いたしました。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p>

会長	<p>続きまして、報告 1 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知 1 番から 1 3 番の申請者住所 氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、1 3 件の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1 件 についてご説明させていただきました、これについて何か ご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p>
会長	<p>これをもちまして、1 2 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了しま す。</p> <p>(終了 午前 9 時 3 4 分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和5年12月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号13番委員 田 中 光 義

議事録署名者
議席番号14番委員 浅 井 佐 智 子